

## 第24期第1回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和2年8月5日(水曜日) 13:30～15:18  
(2) 会議の場所 市役所庁舎6階 議員全員協議会室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	小泉禮造
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員 0人

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
事務局次長	菅仁司	農政係長	谷口恭子
主任	篠原清子	主任	井上貴清
会計年度任用職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

- 1 農業委員会業務について（農地関係）
- 2 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
- 3 農業委員会業務について（農政関係）



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。委員、全員出席であることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。この間まで、雨ばかりで梅雨明けをしたら、いい天気が続くといったなかで、今日は24期の始めての総会です。これから、3年間こういった会が毎月続いて皆様方から意見を出していただいて、前を向いて進んで行くということでございますので、これから3年間よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第1回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、御案内しておりましたとおり、まず、農業委員会業務についてを議題といたします。

7月20日から、第24期農業委員として、スタートし、今回は最初の総会でございます。農業委員・推進委員としての業務内容、農地に関する法律関係等、委員として業務を遂行するにあたり、理解しておかなければならないことが多々あります。そこで、農業委員会業務等に関する研修ということで開催させていただき、業務の概要及び農地関係のご説明させていただいたのち、農地関係の議案審議をいただきたいと思ひます。その後農政関係のご説明をさせていただく予定になっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において村上 壽一委員と塩見敏夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、農業委員業務について、事務局より説明をお願いいたします。

## 藤田事務局長

皆様、こんにちは。事務局長の藤田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明の前に資料の確認をいたします。

まず、予め郵送しておりました

- ・会次第・総会議案（農地関係）

それから本日お配りしております

- ・集合写真・信頼される農業委員会であるために
- ・テキスト①農業委員会制度・テキスト②農地法
- ・テキスト③農地関連法制度・納税猶予制度のあらまし
- ・農業委員会業務必携・農業委員会関係法令
- ・総会資料（農地関係）・3条の調査書
- ・総会資料（農政関係）・農地パトロールのリストと地図
- ・農業委員会活動記録簿・緑色の帽子
- ・委員さんの調査証・黒色のカバン
- ・新しい方のみ農業委員の手帳、推進委員の手帳
- ・新しい方のみ研修案内

毎年、研修を行っておりますが、今回はコロナの関係で対象が新人のみの研修という形で会議所の方から連絡がありましたのでご了承の方をいただけたらと思います。

足りない場合は事務局までお知らせください。

本日は事務局から農業委員会の業務の説明をいたします。

それでは、私の方からは、テキスト①を使って農業委員会制度について説明いたします。なお、各業務の詳細については、この後各担当より説明いたします。また、今後の総会においても、随時、研修をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

テキスト①農業委員会制度の1ページをお開き下さい。

「はじめに」の2行目から、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となりました、とあります。そのために、農業委員と農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局等が連携し取り組んでいくことが急務となっております。法律に基づく農業委員会の事務や委員の役割について理解していただき、活動の充実につなげていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

2、3ページをお開きください。

農業委員会には、4つの基本的な性格があります。2ページから色分けされていますが、1つ目は、青色の部分、農地行政を担う組織、2つ目は赤色、農業生産力の増進を支援する組織、3つ目は緑色、農業経営の合理化を支援する組織、4つ目は、オレンジ色、農業・農村の声を代表する組織です。それぞれの具体的な事務については、下半分に書かれています。

第1の農地行政を担う組織については、農業委員会法第6条第1項に規定されている事務で、農業委員会だけが専属的な権限として行う事務です。具体的には、農業委員による合議体の行政委員会として、農地の権利移動についての許可や農地転用申請書の受理や意見書の添付等の農地法に基づく事務等です。受付事務は事務局で行いますので、農業委員の皆様には、総会において公平な審査をお願いいたします。また、農地に関する税制、農地の利用状況調査業務も含まれます。農業委員会法第6条第1項事務については、この資料の12ページから18ページにありますので、お目通しください。

次に、2つめの赤色の部分、農業生産力の増進を支援する組織については、農業委員会法第6条第2項に規定されている事務で、農地等の利用の最適化いわゆる「担い手への農地

の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」を強力に進めるための農地所有者や耕作者の意向把握、地域の協議の場への参加、農地中間管理機構と連携した活動です。第6条第2項事務については、19ページから21ページにあります。

次に、3つ目の緑色の部分、農業経営の合理化を支援する組織については、農業委員会法第6条第3項に規定されている事務で、農業委員会が農業者の公的代表機関として農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくための業務です。農業経営法人化の支援、農業者年金の普及推進、地域農業の状況を把握するための調査や制度・施策・農業経営の改善に役立つ情報の提供です。情報の提供については、委員さんをお願いしている全国農業新聞の普及もこれに該当します。地域農業の発展、農業者の自主性を発展させる観点からも農業委員会の積極的な活動が求められています。

最後に、オレンジ色の部分、農業・農村の声を代表する組織については、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農業委員会は、農地利用の最適化を効率的・効果的に実施するため、関係行政機関等への農地利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとなっております。皆様には、日頃の活動の中で、広く農業者の声をくみ上げていただき、意見書にまとめる際には、活発な意見を出していただきたいと思います。

次に、4～5ページをお開きください。

先ほど説明しました農業委員会の仕事がここに示されております。新居浜市農業委員会の場合、基本的には農業委員さんと推進委員さんは、同じ業務を受け持ってもらおうこととなっております。

6～7ページをお開きください。農業委員会組織について説明してあります。農業委員会組織とは、農業委員会等に関する法律に基づいて設置されている3段階の組織のことで、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農

業委員会ネットワーク機構になります。愛媛県では、県知事の指定を受けた愛媛県農業会議という組織があり、全国的には、農林水産大臣の指定を受けた全国農業会議所という組織がありまして、7ページの上段の図のように、いずれの団体とも連絡調整や情報提供の業務を行っております。愛媛県農業会議からは、農業委員会総会にも講師としてきていただき研修を行う等しております。

8、9ページをお開きください。

8ページの一番上、農業委員会の構成のところに赤字で書いてありますように、農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されており、農業委員、農地利用最適化推進委員とも特別職の地方公務員です。農業委員については8ページの緑色の部分、推進委員については、9ページのピンク色の部分に書いてあります。農業委員は市長による任命、推進委員は、農業委員会の委嘱ですが、どちらとも農業者の代表者であり、任期は3年です。次に、10ページをお開きください。中段に、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携の図がございます。農業委員は委員会に出席し審議して、最終的に合議体として決定することが主体とありますように、農業委員には議決権があります。推進委員には、総会などでの議決権はありませんが、総会などで活動について報告を求められるほか、自らが担当する区域の「農地等の利用の最適化の推進」について総会に出席して意見を述べることができます。農業委員が農地法等の許認可案件を審議するには、地域農業の実情を把握する必要がありますし、推進委員だけでは現場活動を担うのが難しいため、新居浜市農業委員会では、農業委員、推進委員とも活動を同じくし、二人三脚で現場活動に取り組んでいただいております。

12～23ページについては、このあとの担当者からの説明や今後の総会の中で説明をいたしますので、お目通しください。

それでは、最後に、24ページをお開きください。

ここには、農業委員・推進委員としての注意事項が書いてあります。最も注意していただくのは、「秘密保持義務」という項目です。委員さんは特別職の公務員です。公務に携わる者には法律で守秘義務というものがあまして、委員さんも例外ではございません。

委員の活動を通じて知り得た農業者の個人情報や資産状況を第三者に漏らすことは守秘義務違反となりますのでご注意ください。以上で、私からの説明は終わります。

**藤田会長**

ありがとうございました。それでは、次の項目の説明をお願いします。

**菅事務局次長**

事務局次長をしております菅と申します。よろしくお願いたします。

農地法第3条についてですが、お手元の農業委員会研修テキストシリーズ2「農地法」表紙がオレンジ色のテキストです。このテキストの6ページをお開きください。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。つまり、この許可制度が農地法第3条ということになります。手順につきましては、申請者から申請書が提出された後、事務局で受理、審査及び申請地の現地調査を行います。また、申請地のある地元委員さんへ調査の報告をお願いしております。この報告書の様式につきましては、農地関係資料の1ページ及び2ページをご覧ください。

1ページが依頼書になります。地元委員さんは2ページの報告書の作成をお願いいたします。ここで、3条申請の許可要件について簡単に説明させていただきます。

先程のテキスト「農地法」の9ページをご覧ください。

まず、全部効率利用要件ですが、農地を取得しようとする申請者が、許可に係る農地及び保有している農地すべてについて耕作できる能力があるかの要件です。具体的には、申請者の機械の保有状況、耕作人数、現在の保有農地の管理状況等を総合的に判断するものです。

続きまして、テキストの10ページをお開きください。農地所有適格法人ですが、法人も農地を取得することが可能ですが、農地所有適格法人であることの要件が必要になります。この要件については、テキストの18ページから20ページに4つの要件が記載されておりますので、ご参照いただけたらと思います。

次に、農作業常時従事要件ですが、これにつきましては申請者又は、その世帯員等が農作業に常時従事として、年間150日以上従事すると認められることとあります。

続きまして、テキストの11ページをご覧ください。次に、下限面積要件ですが、法的には50a以上となっておりますが、新居浜市におきましては、別段の面積を定めておりますので、取得後30aを超えることとあります。

続きまして、テキストの12ページをお開きください。次に、地域との調和要件ですが、これは取得後において、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じないこととあります。具体的には、許可することにより周辺の農家の農業の妨げにならないかを判断するものです。これは、最初にお問い合わせいたしました地元委員さんに依頼書をお送りしますので、報告書を作成していただきたいと思っております。

以上5つの許可要件がありますが、大半の申請は個人であるため、農地所有適格法人以外の4つの許可要件を念頭においていただき、審議をすることとなります。

先日送付いたしました議案書農地関係において、農地法第3条につきましては、議案第3号が農地の使用貸借権、議案第4号が所有権移転の議案であります。この議案書により、総会で審議していただき、議決した案件につきましては、許可書を作成し、申請人に交付することとなります。以上が、農地法第3条の主な流れとなります。

続きまして、特定農地貸付についてですが、お手元の農業委員会研修テキストシリーズ3「農地関連法制度」表紙が緑



色のテキストです。このテキストの19ページをお開きください。これは、住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例となります。要件といたしましては、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、貸付期間が5年を超えないこととなります。新居浜市では、新居浜市自然農園を育てる会があり、令和6年3月31日まで承認されています。

続きまして、農業経営基盤強化推進法に基づく利用権の設定について、概略を説明させていただきます。総会資料、農地関係の3ページをお開きください。この利用権につきましては、主に農地の貸し借りの設定であり、貸借期間が終わると土地は返還されます。期間満了時には自動で終了するので、合意解約等の手続きは必要ありませんので、土地を貸すと返ってこなくなる等の心配はありません。

農地法第3条の貸し借りとの主な相違点としては、申請人は、経営者のみであり、また、常時従事要件についても申請者が要件に該当する必要があります。

その他にも、賃貸借権設定の場合、3条につきましては、自動更新となりますが、利用権の場合には、双方の意見を確認した上で、満了もしくは更新となります。

以上で、簡単でございますが、利用権についての説明を終わります。

次に、合意解約について説明いたします。農地の賃貸借の解除や解約の申入れ等をする場合は、農地法第18条により、都道府県知事の許可を受けなければなりません。新居浜市の場合は、権限移譲により新居浜市農業委員会の許可になります。

ただし、「合意による解約」の場合は許可不要ですが、第18条第6項により農業委員会に通知が必要です。届け出ですので、審議をせず参考事項として議案書に記載しております。

す。具体的には、今月の議案書 21 ページから 23 ページです。ご覧いただけたらと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

**藤田会長**

ありがとうございました。それでは、次の項目の説明をお願いします。

**井上主任**

農地法第 4 条及び第 5 条を担当しております、農地系の井上です。よろしく申し上げます。

私からは、農地の転用について、農業委員研修テキスト 2 の農地法を用いてご説明させていただきます。

それでは、22 ページをお開きください。

まず、農地転用とは、「農地に住宅や工場等の建物、資材置場などの農地以外の用地に転換すること。」です。農地を農地以外の用途に利用する行為については、一般的に禁止されている行為であり、農地転用を行う場合には、あらかじめ農地法の許可を受ける必要があります。

なお、新居浜市は指定市町村ではなく、市街化区域及び市街化調整区域の区分が存在しないことから、全て愛媛県知事の許可が必要となります。

23 ページをご覧ください、農地転用の手続きについて説明させていただきます。農地転用許可には、大まかに 2 つの種類があり、一つが農地法第 4 条申請といわれるもので、農地の所有者自らが転用を行う場合、もう一つが、農地法第 5 条申請でありまして、農地を持たない第 3 者が農地を買ったり、借りたりして、転用する場合同じとなります。

それぞれ第 4 条、第 5 条と分かれてはおりますが、手続きの流れや許可要件等は、2 つともほぼ同じものとなります。

続きまして、23 ページの下段にあります、手続きの流れであります。申請人が申請をして県知事から許可を受けるまでのフローチャートが記載されています。

新居浜市では、農地転用を行う場合には、すべて愛媛県知事の許可を受ける必要があります。したがって、手続き的には表の上段にあります、市街化区域外の農地と手続きは同一

となります。具体的には、一番取扱件数が多い、農地の転用面積が30a以下の場合を例にとって説明させていただきますと、申請人が毎月15日までに農業委員会事務局へ申請書を提出、これが①の部分となります。それに基づいて事務局が書類を審査、受理し、翌月の農業委員会総会で審議いただき、結果及び意見を愛媛県知事へ進達します。これが④の部分となります。その後、県での審議ののち、⑤の許可書が愛媛県より交付されるという流れとなります。このために、申請から愛媛県知事の許可が交付されるまでは、最短でも1ヶ月はかかります。

続きまして、24・25ページをお開きください。農地転用の許可基準について、ご説明させていただきます。

農地の転用基準については、農地法にて基準が定められており、主に2つの基準があります。25ページをご覧ください。一つは立地基準といって、農地をその営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判定する基準であります。もう一つが、一般基準といわれるもので、農地転用の確実性や周辺の農地への影響などを審査する基準であります。このうち、一般基準につきましては、転用申請者が転用行為を行うのに、必要な資力や信用があること、当該転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることなど、転用行為の確実性が認められることが必要であります。この一般基準につきましては、申請の際に添付された土地利用計画図や資金計画・証明書、土地改良区からの意見書など、基本的には、あらかじめ書面上で事務局が確認し、問題がないと認められるものが議案として挙がっておりますが、まれに土地改良区からの意見書の提出がない等の理由で書面上事務局での確認ができないものもございますので、その際は事前に地元委員さんにご相談、調査依頼等させていただくこともございますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、そういった事案について議案に上程する際には別途議案書に記載のうえ、個別に説明させていただきます。

次に、立地基準につきましては、24ページにありますように、農地を利用状況等で分別し、上から農用地区域内農地いわゆる農用地（青地）、甲種農地、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地までの5種類に分類し判断をしております。そして、上から順に転用許可が難しい区域となります。

まず一番上の農用地区域内農地いわゆる農用地・青地についてですが、市の農業振興地域整備計画で定められた農地であり、新居浜市においては、新須賀、大生院、高津、垣生、大島、荷内などの地区に筆毎に指定されており、農用地のままでは農地転用は許可されないこととされております。

次に甲種農地であります。これは、新居浜市には該当はございません。

次に第1種農地であります。10ha以上の規模の一団の農地や土地改良事業等の対象となった良好な営農条件を備えた農地が該当し、第1種農地につきましては原則農地転用が許可されないこととなっております。新居浜市においては10ha以上の規模の一団の農地として、大生院の銀杏の木あたりが、また、公共事業の対象となった農地として、圃場整備事業及び畑地かんがい事業を実施した船木地区の一部が該当いたします。

この第1種農地の農地転用については、原則不許可であります。例外的に認められる場合がありますので、これらについては、個別に判断することになり、総会において議案に上程する場合は、個別にご説明させていただきます。

次に第2種農地について、生産性の低い小集団の農地及び市街化が見込まれる農地と書いておりますが、簡単に言うと第1種にも、後程説明する第3種にも該当しない農地であり、農地転用につきましては周辺に代替する農地がない場合に限り転用が認められております。

次に第3種農地であります。駅や港、市役所・支所、インターチェンジからおおむね300m以内にある農地、又は市街化の著しい農地及び用途区域内農地が該当し、農地転用

につきましては、原則許可となっております。

なお、この農地の区分については、議案書の備考欄に記載しております。

以上の許可基準等について、事務局では申請書を確認したうえで受理、議案として上程いたしますので、総会にてご意見、ご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はありませんか。はい、曾我部委員。

**曾我部委員**

転用の関係の24ページなのですが、第2種、第3種農地の転用をオーケーするかどうかの判断の中に旧の市街化区域と市街化調整区域というのは今も許可を取るのに第2種、第3種農地の中には関係してくるんですか。

**井上主任**

そこはもう関係なくなっております。用途地域かどうか、3種かどうかだけの判断になっています。

**藤田会長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ありがとうございました。以上で、業務の概要及び農地関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして議題2農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号から第7号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**菅事務局次長**

議案第1号につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づく変更申請でございます。

2ページをお開きください。

内容といたしましては、合意解約に伴う廃止で、変更地は、庄内町3丁目541番1、1、140㎡および庄内町3

丁目542番1、1,107㎡の2筆です。土地所有者は、横浜市金沢区在住の(1-1)さんです。変更の結果、39農園から37農園、30,180.14㎡から27,933.14㎡となります。以上、御審議をお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、片上委員。

**片上委員**

この相手は一般市民ですよ。借りている方は、現在何人くらいいらっしゃるのですか。面積は出ていますが、借りている市民は何人くらいいるのですか。

**藤田会長**

市民農園は農林水産課が管理しておりますので、あとでその内容について報告いたします。

**片上委員**

はい。

**藤田会長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**菅事務局次長**

議案2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田21筆、畑4筆、面積25,166平方メートルでございます。4ページをお開きください。

申請は、109番の(2-1)さんから125番の(2-17)さんの17件ございます。

内訳といたしましては、期間、2年8カ月が4件、4年8

カ月が12件、9年8カ月が1件、利用権の種類は、使用貸借17件、新規設定17件、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

**藤田会長**

ありがとうございました。先程の農地の説明をしたときに、農業委員さん、推進委員さんも一緒になって協議をすると、議決権は農業委員しかない、3条については、ここで決まるわけです。4条、5条については県に進達するのでですけど、ここでの議決については農業委員19名の議決によって決まって、推進委員さんは議決権はないのですが、審議をしていく過程で先程のように確認をされたり、いろいろ意見を言ったりそういうことについてはできますので、いろいろ不明な点とか、思うことについてはいろいろ質疑をしていただいて結構ですので、それは、申し加えておきます。以上、109番から125番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

**藤田会長**

7ページをご覧ください。  
議案第3号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号21番「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明

をお願いします。

**菅事務局次長**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第3番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第4号、第21番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

議案第3号第3番は、萩生字治良丸、田、1筆、面積1,131平方メートル、10ページをお開きください。

議案第4号第21番は萩生字治良丸、田、1筆、面積727平方メートル譲受人は、市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在1.5反ほどの農地を所有しており、今回、譲受人が経営規模拡大のため、申請地を取得する及び借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。

申請地は、整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われまます。また、許可後は稲作及び野菜の栽培を予定しています。

議案第3号第3番及び議案第4号第21番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、一括して高橋 秀実委員から報告をお願いします。

**高橋(秀)委員**

報告をさせていただきます。先月の7月23日に現地の利用状況、地域との調和要件等の調査をしてきました。現地の利用状況については借りる田んぼ、それから、農機具についてきちんと管理をされておりました。譲受人の(3-1)さんにつきましては、お話を聞きますと定年退職後



に農業に興味を持たれまして規模を拡大して熱心に農業を  
されているようで、地域の水路清掃などにも参加し地域の  
調和もとれているということで許可相当と思いますのでよ  
ろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第3号3番及び議案第4号21番について質疑  
に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょ  
うか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用  
貸借権設定について」と議案第4号21番「農地の所有権移  
転について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページをご覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供しま  
すが、藤田隆委員が関係しておりますので、退室願います。  
それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明  
をお願いします。

**菅事務局次長**

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定に  
よる農地の所有権移転で、第21番から第23番の3件でご  
ざいますが、第21番は、先ほど関連議案で説明いたしまし  
たので、第22番から第23番までを説明いたします。

10ページをお開きください。

第22番は、神郷一丁目、田、1筆、面積879㎡、譲受  
人は(4-2)さんです。

譲受人は現在1町4反ほどの農地を所有しており、今回、  
譲受人が経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農

地法第3条による申請が提出されました。申請地は、これまで田として利用されていたが、譲渡人が耕作困難となった農地で、境界などもはっきりしており、譲受人は、許可後も水田として利用する予定です。

第23番は、船木字国領、田、1筆、面積386㎡、譲受人は（4-3）さんです。

申請地は、譲受人の農地の隣接地であり、今回、経営規模拡大を図るため、農地法第3条による申請が提出されたものであり、作付けは季節野菜の耕作を予定しております。

以上2件、いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、22番は小野義尚委員から、23番は藤田健太郎委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、小野（義）委員お願いします。

**小野（義）委員**

7月18日に現地調査に行ってきました。耕作が直ぐにできる感じでできていました。そのあとに（4-2）さんの方へ行きまして、稲作とブロッコリーを作付けすると聞いております。譲渡人は年齢84歳、足も悪くて耕作が出来ない、1月の調査の時に誰か耕作してくれる人がいないかと話はあったのですが、今回（4-2）さんがやってくれるということで、周辺地域との調和要件も問題なく許可をしても支障がないと思います。よろしくお願いします。

**藤田会長**

ありがとうございました。次に藤田（健）委員お願いします。

**藤田（健）委員**

（4-3）さんの調査についてですけど、7月19日に現地調査をしたところ、ここにも記載されております通り農地整備された非常に明解な境界があり、水路の両端に整備されており、尚且つ申請者の土地に隣接し、あぜ道一つ

で続いております。今までもずっと耕作されており、地域との調和要件も問題ないと思います。そういうことで、許可相当と思います。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、22番及び23番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

**藤田会長**

休憩前に引き続き会議を開きます。12ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

13ページをご覧ください。

3番、庄内町六丁目、田2筆、申請人は、(5-1)さん、内容は、賃貸共同住宅(1棟) 310.25平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準については認められものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく願います。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、3番について質疑に入

ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は12件です。

15ページをご覧ください。

110番、大生院字戸屋鼻、田1筆、譲受人は、(6-1)さん。内容は、自己住宅99平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

111番、坂井町三丁目、田1筆、譲受人は、(6-2)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)128.99平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

112番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は、(6-3)さん。内容は、自己住宅66.24平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。16ページをお開きください。

113番、外山町、田1筆、譲受人は、(6-4)さん。内容は、自己住宅79.08平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

114番、田の上二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-5)さん。内容は、自己住宅177.49平方メートル、農地区

分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

115番、大生院字栗林、畑4筆、譲受人は、(6-6)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

116番、八幡一丁目、田2筆、譲受人は、(6-7)さん。内容は、自己住宅85.70平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

117番、喜光地町一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-8)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

118番、庄内町二丁目、田3筆、譲受人は、(6-9)さん。内容は、宅地分譲(8区画)、一体利用地として、宅地284.72平方メートルおよび水路19.93平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。18ページをお開きください。

119番、中筋町二丁目、畑3筆、譲受人は、(6-10)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

120番、上原三丁目、畑2筆、譲受人は、(6-11)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、公衆用道路106平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

121番、船木字高祖、畑2筆、譲受人は、(6-12)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、12件、110番から121番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、110番から121番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

**渡邊委員**

ちょっと聞きたいのですが、110番であのあたりで3畝程の田はありましたか。

**井上主任**

元々広い農地だったのですが、自己住宅を建てるにあたって分筆をして、こちらの小さい330平方メートル、一部分のみ転用するという形になります。

**渡邊委員**

はい、分かりました。

**藤田会長**

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。19ページをご覧ください。

議案第7号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第7号は、農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。20ページをお開きください。

2番、桜木町、宅地1筆、申請者は(7-1)さん。

変更内容は、事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、変更申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準につ

いても認められものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時50分から総会を再開いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

「農業委員会業務について(農政関係)」を議題といたします。それでは、「農地パトロールについて」事務局から説明をお願いします。

**谷口係長**

農政係長をしております谷口です。よろしくお願ひします。それでは、農地パトロールについて御説明させていただきます。農業委員研修テキスト2と農政関係資料、委員さんの担当区域ごとにお配りしておりますA4横の用紙の調査票、地図を使ってご説明いたします。

それでは、テキストの28ページをお開きください。農地法に定められている遊休農地に関する措置については、農業委員会は、毎年1回地域内の全農地を対象とする利用状況調査を行い、遊休農地と遊休化のおそれのある農

地の所有者等に対する利用意向調査を行わなければならないとされています。

最終的には、農地中間管理機構への貸付け、その他の方法による農地のあっせんなど農地の利用調整と有効利用を進めていくことを目的としています。28ページの中段の四角で囲んでいるところに流れがありますのでお目通しください。

テキストの29ページをご覧ください。利用状況調査の目的は、地域の農地利用の総点検、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止、早期発見です。進め方としては、農業委員会組織として取り組んできた農地パトロールを利用状況調査と一体的に実施し、毎年8月頃に行います。また、進め方の3行目、「なお」の後に農地の利用状況調査の際には、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」も実施します。とあるように別の調査もかねています。

それでは、調査の手順について、説明させていただきますが、以降、利用状況調査を農地パトロールと言わせていただきます。

それでは、農政関係資料の1ページ「令和2年度農地パトロール班分け表」をご覧ください。まず、農協の支所別に地区を分けて、班編成を行います。第23期に行っていた班と同じような編成にしておりますので、参考にさせていただきます変更がありましたらお知らせください。今年のパトロールは8月11日から9月11日を予定しております。この間で、調査日、時間、集合場所を決めていただき、事務局にお知らせください。調査には、公用車を使って事務局職員と一緒に回りますので、よろしく願いいたします。

次に調査方法ですが、お配りしております、荒廃農地一覧と農政関係資料2ページ荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。

先ほど、農地パトロールは、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査も兼ねていると申し上げましたが、この調査



は、これまで把握している農地の状況の変化を毎年確認するものです。パトロールで、新たに発生した遊休農地の把握を行うとともに、ここに出ている一覧についての今年状況を見ていただく必要があります。これまでに一度でも遊休農地の判定を受けたことがある農地がこの一覧に出ています。以前は荒れていても今は、営農再開しているまたは保全管理されているといった農地も出ています。

荒廃農地一覧ですが、左から、所在地、上段に所有者、下段に耕作者、現況面積、登記簿地目、現況地目、令和元年度の解消区分、令和元年度の意向調査の結果、令和2年度の欄、右端に地図帳のページを記載しております。

荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。R元解消分類の欄に、昨年パトロールの結果が入っています。カタカナのアは、営農再開、ウは保全管理、空欄は、荒廃農地いわゆる遊休農地です。また、お配りしている地図には、それぞれ、ピンク、水色、緑の色がついています。この一覧と地図を持って地域を回っていただき、今年度の状況を調査していただきます。その結果をR2解消分類のところへ営農再開はア、保全管理はウ、遊休農地は×と記入してください。新規に発見した遊休農地の場合は、地図に赤で印をつけていただき、一覧表の最後にあります、新規発見分に記入をお願いします。

次に、意向の欄ですが、利用意向調査の結果になります。1 中間管理機構を利用してもよい 2 新居浜市再生協議会を利用してもよい 3 自ら貸したいまたは売りたい 4 自ら耕作、耕作予定 5 その他になります。所有者と耕作者が違う場合は、耕作者に意向を確認しております。1 自ら耕作または耕作予定 2 所有者の方に返したい 3 その他になっておりますので、パトロールの際には、意向どおりになっているかの確認もお願いします。

パトロールの際には、委員の活動の見える化を図るために、本日お配りしている緑色の帽子をかぶってください。

また、農業委員会等に関する法律により、調査証を携帯して行ってください。委員の皆様には、このパトロールまでをお願いし、遊休農地と判定された農地の所有者等への意向調査は事務局の方で、11月末までに発送する予定です。

委員の皆様には、お忙しいところ、現地調査の前にお時間があれば、担当地区の事前調査をお願いできればと思います。

次に、活動記録簿について、説明いたします。これから委員さんには、委員としての様々な活動をしていただくわけですが、農業委員会がどんな活動をしてどのような成果につながっているのかを地域の農業者に知ってもらうためにも委員としての日々の活動を記録していただきたいと思えます。また、昨年度から、全国農業会議所において、農業委員会の取り組みを定期的に記録として残し、全国で共有することになりました。農業委員会は、委員さんの活動や実績を決められた共有シートに入力し、四半期ごとに報告する必要があります。そのために、委員さんには、記録簿に記録したものを毎月提出していただきたいと思えます。

記録簿の17ページをお開きください。ここからが実際に記録していただくページになりますが、記録簿の16ページに記入例があります。1月の活動について、この記入例を参考に記入してください。また、ページに挟んでおりますA4用紙を参考にしてください。例えば、昨日、川東地区はコスモスの種まきをしましたので、活動した日のところへ8月4日の日付が入ります。活動場所に川東地区ほ場と入り、その活動は、遊休農地の発生防止、解消のためのもののうちその他になりますので、○15のところに活動した時間2を記入します。この要領で、次のところには、今日の総会について記入しています。また、今後農地パトロールや地元のかたの相談に乗ったなど活動をした内容を時間とともに記入してください。

次に18ページをお開きください。こちらには、農地を貸したい、借りたいなどの話し合いに参加した内容を記入しておいてください。記入例については、14, 15ページにありますので、参考にしてください。

以上が記入についてです。記入については、8月分からお願いします。提出は、毎月総会時に持参し、総会が始まるまでに事務局に提出をお願いします。ミシン目が入っており1枚ずつ切り離して提出してください。以上、活動記録簿についての説明を終わります。

**藤田会長**

ありがとうございました。事務局からの説明内容に対して、何か質疑等はございませんか。はい、片上委員。

**片上委員**

調査の意向のところは何も書いてないというのは意向無しということですか。

**谷口農政係長**

はい、R元の対象分類のところは空白になっているところは遊休農地なのですが、それに対して意向調査をした結果、R元の意向のところは何もはいてないのは返答が返ってきていないとか、数字がはいているところについては農政資料の2ページの数字を参考にしてください。

**片上委員**

はい、分かりました。

**藤田会長**

はい、高橋（秀）委員。

**高橋（秀）委員**

この一覧表を見ていると、既に亡くなられている方のお名前が多々見られるのですが、これは相続とかの関係で名義が変わってないということですか。

**谷口農政係長**

はい、そうです。今年の1月1日現在のデータになるのですが、それまでに相続ができていないと亡くなった方の名義のままになっております。

**高橋（秀）委員**

我々は現地に行って確認をするということだけでいいんですよね。

**谷口農政係長**

はい。

**高橋（秀）委員**

はい、分かりました。

**谷口農政係長**

その後の意向調査については事務局の方から所有者の方に手紙を送って調査するようになっておりますので、委

## 藤田会長

員さんには現地を見にいらしていただいて今の農地の状態がどういう状態になっているのかを報告をお願いします。

農地パトロールについては新しい方も、以前の方の割り振りの組み合わせになっておりますので、関係課の農林水産課の職員も一緒に行きますので、その時にお話を聞いたりしながら農地パトロールについてやっていただきたい。一気に何もかも言っても分かりにくいということもあらうと思います。いろいろな活動をしながら、その都度、不明な点はお尋ねいただいて、自分で納得をして活動に取り組んでいただきたいということでございます。農地パトロールにつきましても、半日くらいで済むところはいいのですが、結構長くかかるところもあらうと思います。そういった中でとにかく不明な点等々についてもいろいろお尋ねしながら調査していただきたいと、その後の農地の状況についての意向調査は事務局の方で出すのですが、回収率が悪い、年末に農地台帳調査もやっていただきますので、それぞれの農地を持っておられる方のお家へ行きますので、どうなるかというのをお話しして書き込んでいただきたい。耕作をされているところはいいのですが、後どうしたいとか等々の話もあると思いますが、これからの活動の中で少しでも農地を守る、農地を残さなくてはいけない、どうしても管理が出来ないという農地についても出てこようかと思いますが、所有者の方々と皆様方でいい方法を考えていらしていただきたいということでございます。全てが守れるということではございませんので、非常に厳しいところもございますが、そういったことについても、これから調査をしていただければありがたいかと思います。なんでもいいですけど、不明な点等についても後からいろいろ事務局や前任者、関係の方にお尋ねしてもらって結構です。農地パトロールの班分け表で1人でやられる方はいいのですが、何人かでやられる方は事務局がいましたように、9月11日までというようなことでございますの

で、今日、お話されて希望があるようなら事務局に届け出をしていただいて、また、重なった場合は調整いたしますのでそういったことでしていただきたいと思います。

**藤田会長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ありがとうございました。続きまして、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

**谷口農政係長**

それでは、西条で行われる研修についてご案内さし上げます。8月31日(月)に愛媛県農業会議主催の研修会が開催されます。今期就任された新任の委員さんが対象となっております。場所は、西条市農協会館ですが、駐車スペースが少ないため、市役所を12時発で、マイクロバスを出す予定にしております。

対象の委員さんには、案内文と一緒に出欠について返事をいただく用紙をつけておりますので、8月14日(金)までに返事をお願いします。出欠についてと出席の場合は、マイクロバスに乗るか乗らないか、また市役所に車を駐車する場合は、車の車種やナンバーを届け出る必要がありますので、お知らせください。

**藤田会長**

次に、篠原主任。

**篠原主任**

7月20日の総会で、アンケート調査の用紙と農業新聞の配布先の用紙を本日までにご提出くださいということをお願いしておりました。まだ、出されていない委員さんは帰りにお持ちいただいたらと思います。今日、お忘れになられた方は早めに出していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**藤田会長**

以上をもちまして、第1回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

ご起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員